

予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）
 （定期予防接種の実施）
 第3条 市町村は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

◎予防接種法施行令（昭和23年7月31日政令第197号）～抜粋～

（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者）
 第1条の2 法第3条第1項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第3条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあっては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

表（日本脳炎のみ抜粋）

疾病	日本脳炎	
定期の予防接種の対象者	一 至るまでの間に 生後六月から生後 九月十月に	二 九歳以上十三歳未 満の者

◎予防接種実施規則（昭和33年9月17日厚生省令第27号）～抜粋～

第5章 日本脳炎の予防接種

（第1期予防接種）

第15条 日本脳炎の第1期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワクチンを6日から28日までの間隔をおいて2回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。ただし、接種量は、3歳未満の者にあつては0.25ミリリットルとする

2 日本脳炎の第1期の予防接種の追加接種は、第1期予防接種の初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。ただし、接種量は、3歳未満の者にあつては0.25ミリリットルとする

3 第1項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第6条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないと言われた者については、当該者が予防接種法施行令に第1条の2の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第1号に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、第1項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

（第2期予防接種）

第16条 日本脳炎の第2期の予防接種は、日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。